

丘陵地景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書
（土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 造成等	
	事業地内外の緑が、丘陵地、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 記載欄
	丘陵地の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 記載欄
	埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。 記載欄
	尾根や斜面での造成等は、できる限り避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、法面緑化などを行い、修景に努める。 記載欄
(2) 緑化	
	事業地内は既存の緑を保全するとともに、できる限り緑化を図り、周辺や丘陵地の景観との調和を図り、潤いある空間を創出する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--